

中間前金払制度について

1 制度の概要

中間前金払とは、一定の要件を満たす場合、当初の前金払に加えてさらに請負代金の額の10分の2以内で前払金を受け取ることができる制度

2 対象となる工事

請負代金額が200万円以上の工事

3 中間前払金の使用等

中間前払金の充当範囲は、前払金の充当範囲と同じ

4 中間前金払の認定要件

- (1)前金払の請求をし、支払を受けていること
- (2)工期の2分の1を経過していること
- (3)工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- (4)既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること

5 中間前金払の割合

請負代金の額の10分の2以内

ただし、前払金と中間前払金の合計額が10分の6以内

6 中間前金払の請求

- (1)「中間前金払の認定請求書（様式第2号）」に「工事履行報告書（様式第3号）」を添付して工事担当課へ提出
- (2)工事担当課から「中間前金払の認定調書（様式第4号）」を受け取る
- (3)保証事業会社に中間前払金保証の申込をし（「中間前金払の認定調書」の添付が必要）、中間前払金保証証書の発行を受ける
- (4)請求書に保証事業会社の中間前払金保証証書を添えて、工事担当課へ提出

7 中間前金払と部分払の選択

受注者は、「中間前金払」か「部分払」のいずれかを選択できる

※注意事項

- ・「中間前金払」は、「前金払」を受けていることが条件です。
- ・受注者は、「部分払」の請求を行ったときは「中間前金払」の請求をすることはできず、また、「中間前金払」の請求を行ったときは「部分払」の請求はできません。（ただし、工期が複数年度にわたる工事についての年度精算の部分払は除く）
- ・「中間前金払」を希望予定の受注者は、契約締結時または速やかに「中間前金払と部分払の選択に係る届出書（別紙様式あり）」を工事担当課へ提出し、担当者と打ち合わせをし、「中間前金払」の請求の手続きを行ってください。